

銃所持の方法

銃購入 3ヶ月以内 → 確認 14日以内 → 使用



空気銃申請書類

講習修了証明書
銃所持許可申請書(2通)
譲渡承諾書(2通)
同居親族書(2通)
欠格要件誓約書
非破産者証明書
医師の診断書
戸籍抄本及び住民票の写し各(2通)
経歴書(2通)
写真(ライカ版 縦3.6cm×横2.4cm)2枚
印かん

空気銃所持許可証

教習受講申請書類

講習修了証明書
教習資格認定申請書(2通)
同居親族書(2通)
欠格要件誓約書
非破産者証明書
医師の診断書
戸籍抄本及び住民票の写し各(2通)
経歴書(2通)
写真(ライカ版 縦3.6cm×横2.4cm)2枚
印かん

射撃教習申込み(射撃場)

射撃教習申込書
教習資格認定証提示
受講料
実包・標的代別

猟銃等講習会



講習終了証明書

(三ヶ年有効)

技能検定通知書又は 教習資格認定書

(三ヶ月有効)

弾購入申請書類

猟銃用火薬類譲渡許可申請書2通
技能検定通知書又は
教習資格認定書提示

技能検定

日時・場所は技能検定
通知書で指定
検定料
実包・標的代別

技能検定申請書類

講習修了証明書
技能検定申請書(2通)
同居親族書(2通)
欠格要件誓約書
非破産者証明書
医師の診断書
戸籍抄本及び住民票の写し各(2通)
経歴書(2通)
写真(ライカ版 縦3.6cm×横2.4cm)2枚
印かん

申し込み

申し込み書 2通
印かん
写真 2枚
受講料



銃は20才から

- 狩猟目的 ● 空気銃 20才から
● その他銃 20才から
射撃目的 ● 空気銃 18才から
● 年少射撃資格認定制度
(14才以上)
● その他銃 20才から
(旧制度は17才)



射撃教習

弾購入

技能検定

散弾銃



25発以上の練習
25発の検定
合格基準
S 3/25点
T 2/25点
安全な取扱い
減点20点以内

ライフル銃



合格基準
安全な取扱い
減点20点以内
ブローン(伏撃)で20発
(P-20)で100/200点以上

散弾銃



25発以上の練習
合格基準
安全な取扱い
減点20点以内
25発の検定
S 3/25点
T 2/25点

ライフル銃



安全な取扱い
減点20点以内
ブローン(伏撃)で20発
(P-20)で100/200点以上

合格

技能検定合格証明書が教習修了証明書(2ヶ年有効)

銃所持許可証

銃購入
3ヶ月以内

銃の確認
14日以内

使用



銃所持許可申請書類

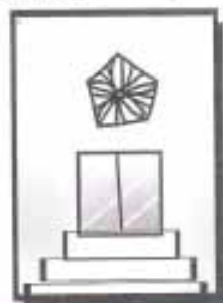
講習修了証明書
銃所持許可申請書(2通)
顔渡承諾書(2通)
技能検定又教習修了証明書
両親親権書(2通)
欠損用件誓約書
非被疑者証明書
医師の診断書
戸籍抄本及び住民票の写し(各2通)
経歴書(2通)
写真(ライカ版)2枚
印かん

戸籍抄本及び住民票の写しと経歴書については、既に提出したものと内容に変更がないときは省略することができる。

(ライフル銃申請の場合)
射撃用の場合-日本ライフル射撃協会の推薦が必要。
狩猟用の場合(大口径ライフル銃)-猟銃の10年間の経験が必要。

銃銃等講習会の申し込み
技能検定・射撃教習申請
銃銃の所持許可申請
譲受銃の確認
霰弾の購入申請
技能講習申請

警察へ



*申請書類の提出枚数は地域により多少異なります。

●射撃練習制度の概要

次の人は、公安委員会の指定を受けた「練習射撃場」で射撃場の練習用備付け銃で射撃練習ができる。

*練習したい銃と同種の銃の所持許可証の交付を受けている者

*教習修了証明書の交付を受けた者で「練習資格認定証」の交付を受けた者(ただし教習修了証明書の有効期限内)

射撃練習は、購入する銃銃の選定のため又は射撃技能の維持向上のために認められたものである。